

日本教職大学院協会ジャーナル投稿論文審査要領

(令和4年5月13日制定)

(査読前の確認)

- (1) 投稿論文(以下「論文」という。)は、編集委員会において、別に定める「日本教職大学院協会ジャーナル投稿要領」に基づき執筆されていることを確認する。同要領に基づき執筆されていることが確認された論文は、査読者による査読を実施する。なお、同要領に定める条件を満たしていないことが確認された論文は、編集委員会において掲載不可と判断し、査読者による査読を実施しない。

(主査及び査読者の選任)

- (2) 論文が投稿された部門の編集委員会委員は、受け付けた論文の内容を確認し、合議の上、同部門の編集委員会委員から1名を主査として選任する。なお、論文種(研究論文または実践研究報告)、投稿部門(部門A、B、Cのいずれか)は、投稿時に連絡責任者が申告するが、編集委員会委員の合議により、変更する場合がある。

- (3) 論文が投稿された部門の編集委員会委員は、査読委員のうち、論文と同一またはできるだけ近い専門分野の、客観的な判断のできる識見のある研究者から、内諾を得たうえで査読者3人を選任する。なお、査読者には原則として実務家教員(専攻分野における概ね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者)を1名以上含め、実践的価値の視点からの評価の機会を設けるものとする。

- (4) 編集委員会委員は、自身が共同著者である論文の、主査及び査読者となることはできない。査読委員は、自身が筆頭著者、共同著者、連絡責任者のいずれかである論文の、査読者となることはできない。

- (5) 査読者は原則として査読委員から選定するが、主題によってはこれ以外の本協会会員校の教職大学院所属教員にも依頼することがある。

(査読の指針)

- (6) 査読者は、「日本教職大学院協会ジャーナル編集方針」に定めるジャーナルの目的を踏まえて、査読を実施する。

(査読の手順)

- (7) 査読は著者名を秘して行う。

(8) 査読期間は原則3ヶ月以内とし、査読者は編集委員会所定の期限までに、次の①、②、編集委員会宛ての意見及び著者宛ての意見を主査へ返送する。

①各論文種の評価基準に基づく評価項目

各項目に3点(優れている)、2点(標準)、1点(問題がある)、0点(大いに問題がある)のいずれかを付す。

(研究論文の評価項目)

- ・問題設定(問題の背景、研究課題の明確化、研究課題の意義、主要概念の定義)
- ・実践的価値(研究に含まれる実践の価値、実践に対する貢献)
- ・文献レビュー(理論枠組み、先行研究レビュー)
- ・方法(参加者、手続き、観察・測定方法や研究者の役割、実践概要、分析戦略)
- ・結果/分析(データ分析、実践分析、知見の解釈)
- ・考察(知見の総合化、実践的示唆の提示、研究の限界)
- ・資料(参考文献、注釈・資料)

(実践研究報告の評価項目)

- ・問題設定(研究の背景、研究の動機、研究課題の明確化、研究課題の意義、主要概念の定義)
- ・実践的価値(研究に含まれる実践の価値、実践に対する貢献)
- ・実践デザイン(調査方法、データ収集の方法、実践研究の概要)
- ・実践結果(実践内容の詳細、実践分析の結果、実践の価値・特徴)
- ・考察(知見の総合化、実践的示唆の提示、実践研究の限界、教職大学院の学びの発展・抱負・展望等)
- ・資料(参考文献、注釈・資料)

②総合判定区分

各評価項目の点数の合計に基づき、次のいずれかを付す。

(研究論文) 21点満点

- A. 掲載可(訂正なし)(18点以上)
- B. 掲載可(軽微な訂正を条件とする)(18点以上)
- C. 掲載可(一部修正を条件とする)(14点~17点)
- D. 再審査(10点~13点)
- E. 掲載不可(10点未満)

(実践研究報告) 18点満点

- A. 掲載可(訂正なし)(16点以上)
- B. 掲載可(軽微な訂正を条件とする)(16点以上)
- C. 掲載可(一部修正を条件とする)(12点~15点)
- D. 再審査(9点~11点)
- E. 掲載不可(8点未満)

(審査結果の決定)

(9) 主査は、査読者から提出された(8)の各論文種の評価基準に基づく評価項目及び総合判定区分の審査結果、編集委員会宛ての意見及び著者宛ての意見を取りまとめ、編集委員会へ提出する。編集委員会は、主査から提出された資料をもとに、合議の上、次のいずれかに決定する。審査結果については、主査及び査読者の氏名を伏して連絡責任者へ通知するものとする。

(研究論文) 21点満点

※(8)①の評価項目ごとに3査読者の平均点(小数点第1位を四捨五入)を算出し、その合計点をもとに決定する。

- A. 掲載可(訂正なし)(18点以上)
- B. 掲載可(軽微な訂正を条件とする)(18点以上)
- C. 掲載可(一部修正を条件とする)(14点~17点)
- D. 再審査(10点~13点)
- E. 掲載不可(10点未満)

(実践研究報告) 18点満点

※(8)①の評価項目ごとに3査読者の平均点(小数点第1位を四捨五入)を算出し、その合計点をもとに決定する。

- A. 掲載可(訂正なし)(16点以上)
- B. 掲載可(軽微な訂正を条件とする)(16点以上)
- C. 掲載可(一部修正を条件とする)(12点~15点)
- D. 再審査(9点~11点)
- E. 掲載不可(8点未満)

(再投稿)

(10) (9)のB、C、Dのいずれかの審査結果を受けた連絡責任者は、結果が通知された日から原則3ヶ月以内に論文を修正し、再度提出するものとする。なお、結果が通知された日から1年以上後で論文を再度提出した場合は、再度投稿要件を満たしていることを確認の上、査読者による査読を行う。

(11) 再投稿された論文については、次の①~③のとおり取り扱うものとする。なお、(9)のB、C、Dのいずれかに決定した論文は、査読者が必要と考える修正や補足及びこれと同等の修正や補足等が、同一修正事項につき2回までに満たされなかったときは、掲載不可となる。

①B「掲載可(軽微な訂正を条件とする)」と決定された論文が、修正後再投稿された場合は、先と同じ主査が、1ヶ月以内を原則として訂正の内容を確認し、掲載条件に合致しているか吟味し、次回編集委員会に掲載の可否を諮るものとする。

- ②C「掲載可（一部修正を条件とする）」と決定した論文が、修正後再投稿された場合は、先と同じ主査及び査読者が、1ヶ月以内を原則として修正の内容を確認し掲載条件に合致しているか吟味し、次回委員会に掲載の可否を諮るものとする。
- ③D「再審査」と決定した論文が、修正後再投稿された場合は、先と同じ査読者3名が、1ヶ月以内を原則として再度査読する。その上で査読結果をもとに、次回委員会に掲載の可否を諮るものとする。

(論文に倫理上の疑義がある場合)

- (12) 査読者または編集委員会委員から、当該論文に倫理に関して疑義があるとの指摘がなされた場合は、審査結果の判断を保留し、編集委員会で、倫理の観点から投稿論文を審査する。なお、編集委員会は、その判断のための資料を新たに連絡責任者に求めることができる。
- (13) 編集委員会において、論文の修正で解決できない倫理上の問題があると判断された場合には、その旨を付し、「掲載不可」とする。結果の通知は、通常の結果通知の手続きと同様に行うものとする。なお、編集委員会において、倫理上の問題がない、または論文の修正で解決できると判断された場合は、通常審査手続きを再開する。

附 則

この要領は、令和4年8月1日から施行する。